

平成24年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成24年9月28日（金曜日）午前10時開会

※開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件
〔第59号議案及び第60号議案〕
- 日程第2 第46号議案から第58号議案まで
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第3 第61号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 意見書案第4号
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第5 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- 1 番 土 谷 信 也
- 2 番 近 藤 紀 男
- 3 番 成 重 博 文
- 4 番 安 達 隆
- 5 番 山 田 秀 夫
- 6 番 松 本 博 彰
- 7 番 中 山 田 健 晴
- 8 番 河 野 徳 久
- 9 番 明 石 光 子
- 10 番 土 谷 力
- 11 番 村 上 和 人
- 12 番 鴛 海 政 幸
- 13 番 安 東 正 洋
- 14 番 北 崎 安 行
- 15 番 川 原 直 記
- 16 番 河 野 正 春
- 17 番 山 本 博 文
- 18 番 菅 健 雄
- 19 番 徳 永 浄
- 20 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 河 野 真 一

庶務係長 次郎丸 浩 一
議事係長 岩 本 力
主 任 西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 永 松 博 文
副 市 長 鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長
野 村 信 隆
市参事兼農林振興課長 井 上 晃 一
総務課長 安 藤 隆 治
企画情報課長 佐 藤 之 則
財政課長 甲 斐 智 光
市民課長 山 田 真 一
保険年金課長 佐 藤 清
子育て・健康推進課長 植 田 克 己
環境課長 都 甲 賢 治
商工観光課長 安 田 祐 一
農地整備課長 榎 本 久 光
建設課長 筒 井 正 之
都市建築課長 河 野 義 雄
上下水道課長 中 尾 勉
福祉事務所長 尾 形 稔
地域総務二課長兼水産・地域産業課長
後 藤 三 利
消 防 長 後 藤 勲
総務課 課長補佐兼総務係長兼秘書広報係長
後 藤 史 明
総務課 人事・法規係長 丸 山 野 幸 政
選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長
久 保 健 一
教育庁
教 育 長 河 野 潔
総務課長 渡 邊 和 幸
学校教育課長 瀬 口 卓 士

○議長（河野正春君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会において審査中の各決算認定議案について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

9月28日

お諮りいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第59号議案及び第60号議案については、決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第59号議案及び第60号議案については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(河野正春君) 日程第2、第46号議案から第58号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、土谷 力君。

○総務委員長(土谷 力君) 去る9月24日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第46号議案、平成24年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債で財源措置されており、補正額は、2億7,135万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、143億6,202万8,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、緊急雇用創出事業を活用し、自然や文化、歴史が織り込まれた民話をコミュニケーション媒体として多言語でデジタル絵本化し、本市の国際化推進のための、情報・魅力の発信手段として活用するための経費が計上されています。

消費費では、警防費等に市債を充当する財源更正がされています。

次に、地方債の補正については、犬田団地整備事業、防災情報伝達体制整備事業の追加などを行っています。

審査の中で委員より、歳入の都甲小中一貫校事業の関係で負担金事業から交付金事業になることでの市に及ぼす財政的な影響は、どれくらい有利になるのかという質疑が出されました。執行部からは、補助率が50パーセントから55パーセントになり、金額にして約1,000万円多くもらえるようになりますという説明がありました。

他には、民話の絵本の委託先はどういう業者か。また、業者の選定方法はどのようにしたのかなどの

質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第46号議案のうち、本委員会に付託された部分については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第51号議案、財産の取得については、時代劇専門チャンネル、アニマックスのCS2波の視聴に係るセットトップボックスを取得するものです。

審査の中で委員より、セットトップボックスの設置に係る費用はどのくらいかや機器が多くなるようなので、コンパクトにできないかななどの質疑や意見がありました。

審査の結果、第51号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第52号議案、ぶんごたかだ新婚さん応援住宅条例の制定については、若者の定住促進及び結婚促進を図るため、新婚世帯向けの住宅を整備することに伴い、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、入居者の自治会への加入についてはどうなるのかという質疑が出されました。執行部からは、議決をいただいた後に自治委員に説明に行きます。また、入居者には募集の段階で、地元と協力していただけるようお願いをしていますという説明がありました。

他には、入居者の資格を40歳未満にした理由や、一戸あたりにかかった経費などについての質疑や意見がありました。

審査の結果、第52号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第53号議案、豊後高田市定住促進空き家活用住宅条例の制定については、本市への定住促進を図るため、市が空き家を借り上げ、定住希望者向けの住宅を整備することに伴い、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、今後、政策的にどれくらいの戸数にする構想なのかという質疑が出されました。執行部からは、来年度以降については、今年度の状況を見て判断していきたいとの説明がありました。

また、入居者の選考については、どのようにするのかという質疑に対しては、執行部からは、貸与の必要が高いと判断されるもののうちから、入居者を決定します。甲乙つけがたいときは抽選となることもありますとの説明がありました。

他には、借り上げが終わった後はどうなるのかや、大規模改修時の費用負担の覚書等を結んだりするのかなどの質疑や意見が出されました。

審査の結果、第53号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第54号議案、豊後高田市防災会議条例及び豊後高田市災害対策本部条例の一部改正については、災害対策基本法の一部改正に伴い、関係する二つの条例について所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、防災会議の現在のメンバーと定数を変えることによってどういう役職の方が加わるのかという質疑がありました。

審査の結果、第54号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第55号議案、豊後高田市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備を設置する際の位置、構造、管理の基準について定めるものです。

審査の結果、第55号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 去る9月25日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第46号議案、平成24年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、消費生活に関する正しい情報を周知するため、啓発用DVDの作成をする経費が計上されています。

民生費では、平成24年12月診療分から実施されるひとり親家庭医療費助成の現物給付化に伴うシステム導入等の経費などが計上されています。

衛生費では、千部火葬場跡地の活用に伴う施設解体等に係る経費などが計上されています。

教育費では、都甲小中一貫校の施設整備に係る経費や指定管理業務開始までの間、新図書館の奉仕業務を委託する経費などが計上されています。

また、小学校施設整備事業緊急防災・減災事業分へ市債を充当する財源更正が行われています。

次に、債務負担行為の補正については、図書館指定管理料について、事業実施期間が複数年となることから、所要の設定を行っています。

審査の中で委員より、緊急雇用創出事業委託料の要保護児童の管理システムによってどのように変わっていくのかという質疑が出されました。執行部からは、これまで要保護児童に関する相談はいくつかの機関でそれぞれ行っており、台帳管理も別々だったが、システムを導入することで一元的に把握できるようになりますとの説明がありました。

他には、消費生活問題啓発用DVDの作成本数や委託料の算出の根拠や火葬場を取り壊した後はどのように利用するのかなどの質疑や意見が出されました。

審査の結果、第46号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案、公の施設の指定管理者の指定については、新図書館の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、指定管理者の選定はどのようにしたのかという質疑が出されました。執行部からは、ホームページ等で広く公募し、説明会には12団体が参加し、最終的な応募は3団体でした。そして、指定管理者選定委員会で公正に審議しまして、その中で最も評価の高い業者を選定しました。との説明がありました。

また、利用者の促進に向けて、どのように指定管理者と連携を図るのかという質疑に対しては、執行部からは、新図書館の業務の中にボランティアとの協働による事業推進や観光情報の発信による地域活性化事業や高齢者サービスが含まれます。こういった従前にはないサービスをしていくことを広く市民に周知をしていきますとの説明がありました。

他には、職員の雇用や、指定管理者選定委員会の構成員などについての質疑や意見が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第47号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第48号議案、工事請負契約の変更については、書架の据え付け、看板・標示物の設置を図書館建設

9月28日

建築主体工事に追加することに伴い、契約金額及び工期に係る変更請負契約を締結するものです。

審査の中で委員より、補助対象はどのくらいの金額になるのかなどの質疑が出されました。

審査の結果、第48号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、財産の取得については、新図書館に所蔵する図書を取得するものです。

審査の中で委員より、これが最後の図書の購入になるのかという質疑が出されました。執行部からはこれで3回目ですので、最後の大型購入になりますという説明がありました。

審査の結果、第49号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第50号議案、財産の取得については、新図書館の家具を取得するものです。

審査の中で委員より、業者の決定は入札なのか。また、何社の入札になったのか。という質疑が出されました。

審査の結果、第50号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第56号議案、豊後高田市ひとり親家庭医療費助成条例の全部改正については、ひとり親家庭等の医療費助成について、現物給付による助成及び一部自己負担金の導入を行うものです。

審査の結果、第56号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） 去る9月26日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第46号議案、平成24年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農林水産業費では、緊急雇用創出事業を活用し、ボタンボウフウを活用した健康づくり食品の開発などの実証実験を行う事業に係る経費、豊後牛の生産拡大に向け県

内市場で購入された和牛を対象に増頭分の導入にかかる経費の一部を助成する事業に係る経費などが計上されています。

土木費では、犬田団地の造成に向けた用地購入費等や、市道犬田水崎線改良工事に伴う用地補償に係る経費が計上されています。

審査の中で委員より、新規就農者の作物の品目に対する指導はどのようにしていくのかや、犬田団地の工期はどうなるのかなどの質疑や意見が出されました。

審査の結果、第46号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第57号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正については、市営住宅の管理について、管理代行制度及び指定管理者制度を導入するものです。

審査の中で委員より、指定管理をしている市町村があるということだが、指定管理にすると徴収率はどのくらい伸びるかという質疑が出されました。執行部からは、徴収率については、佐伯市において0.43パーセント、竹田市においては3.28パーセントの向上がありましたとの説明がありました。

他には、指定管理をするのは、何団地で、その戸数はどのくらいあるのかなどの質疑が出されました。

審査の結果、第57号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第58号議案、豊後高田市立地企業従業員用住宅条例の一部改正については、従業員用住宅の管理について、指定管理者制度を導入するものです。

審査の結果、第58号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。最初に、社会文教委員長に質問をします。

第47号議案の図書館の指定管理者の指定についてについてですが、今の審査の報告の中で、職員の内

雇用問題について質疑、あるいは意見が出されたということを述べられたと思うんですけども、どのような質疑や意見が出されたのか、その結果、どういうことになったのか。

もう1点は、この議案に対して反対討論があったそうですが、何対何ぼで可決されたのか、それから反対討論で出された、この議案に反対する理由についてはどういうことが述べられているのか、明らかにしてください。

次が、第56号議案のひとり親家庭医療費助成の条例改定についてですが、審査の結果、全員で異議なく可決したということは、今の説明でわかったんですけども、これは私が本会議で述べたように、今回現物給付に変更することは評価できる問題なんだけども、それに伴い、一部自己負担が導入されることになる議案なんです。

これは、このひとり親家庭、最初は母子家庭だけでした。その後、父子家庭も助成を受けられるようになり、ひとり親家庭というように名称が変わったんですけども、この制度始まって以来の自己負担導入というのは初めてのことなんです。特に母子家庭など、低所得者については大変な問題なんですけれども、新たにこの所得の低い方々に自己負担が導入される件については、何か意見、質疑など出され、審議されたのかどうか。

それから、もう1点は同じ医療費の県の助成制度で3種類あるんですけども、そのうちの子供の医療費についてもやはり同じように自己負担が導入されましたけれども、県の制度としては、これではいかんということで、市は独自で助成をして完全無料化が実施されているわけです。よって、子供の医療費は完全無料、ひとり親家庭は一部負担、この矛盾点、整合性について何か質疑や意見が出されて、市民の立場から審議されたのかどうか、明らかにしてもらいたいと思います。

次が、産業建設委員長にお尋ねをします。第46号議案の補正予算の中で、国道の犬田から水崎に通ずる市道の一部改良、ほんの一部分の改良なんですけれども、それに伴い用地買収費や補償費などが提案されておりますが、今の委員長の報告ではちょっとよく理解できなかったもので、何点かお尋ねしたいと思うので市民の前に明らかにしてください。

第1点は、かねてから私これ問題にしておりますように、莫大な経費をかけて改良工事が九十数パーセント終わっているんじゃないかと。あと残りは取り

つけ口だけだと。この取りつけ口の問題を解決すれば、経費が安くて所期の目的が達成されるんじゃないかと。この点について、取りつけ口の用地確保がもう本当に不可能なのかどうか、その辺ちょっと議員としても意見や質疑を出して議論したのかどうか。

2つ目が、情勢の変化ですね、超大型トラックがこれまで頻繁に通っておりまして、確かに通行の妨げになっておりました。しかし、ラーメンの製造を中止をしたことで、状況が大きく変わったことで、そんなに莫大な経費をかけてわざわざ新たな土地を広く買収して、経費をかけて道路建設することないと思うんですけども、その点について新たに道路をつけることが適切かどうかという審議をしたのかどうか。

それから、3つ目は私ども道路建設にそもそも反対しているんじゃないです。つけるんならば効率的な道路、これは国道から水崎の県道までですね。改良工事を計画して年次計画をつくって実施すべきです。幾ら議会で議論してみても、なかなか後のところをほんの一部だけの工事で、あと水崎までいつになったらどうなるかという、計画は示されていないんですが、今回これだけの予算を審議する段階で、この道路の有効活用として水崎の県道までの改良工事をどうするんかという議論をしたのかどうか。

それから、4つ目が用地単価の問題なんですけれども、もう1個、今回の用地費で出されているのは、道路用地費で4百何万出されていると思うんですけども、これは右折レーンを新たに作るようになったということで、また追加予算が出たんですが、この右折レーンというのは当然、国道工事に伴うものであり、買収費も県の予算で実施をすべきだと思うんですが、その辺の議論はされたのかどうか。

それから、6つ目が単価の問題なんです。平米1万3,100円というように示されておりますが、すぐの隣接地で市の旧し尿処理場を売却した経緯がありますが、この売却単価と今回新たに農地を買収する単価との整合性について議論をして、今回の平米1万3,100円というのが適正であるかどうかという、やっぱり市民が納得できるような審議をしたのかどうか、明らかにしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

9月28日

○社会文教委員長（明石光子君） 大石議員の47号議案についての質疑にお答えをいたします。

まず初めに、1点目は新図書館の職員の雇用についての質疑内容のお尋ねでしたけども、これにつきましては、当日の答弁は先般の定例会で総務課長が答弁したとおりと考えているということでしたけども、市内に指定管理者に雇用は一応お任せをするということで、基本的には市内居住の市民を雇用するというのを、指定管理者のほうにお願いをしているというふうに私も承知をしております。

次に、反対討論があった分についてはどういった形で可決されたのかということでしたけども、委員6名の中で2対4で可決をされました。それから、反対討論があった反対の理由については、指定管理ではなく、豊後高田市として地域の人たちと協働でやるべきではないかという意味のことで反対討論がありました。

それから、56号議案につきましては、特に質疑・ご意見はございませんでした。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） それでは、大石議員の質疑にお答えします。

全体で5項目質問があったようですが、まず1番目、入り口、取りつけ口の件であります。これについては質疑はありませんでした。

次に、該当の事業態の状況変化による道路の使用目的についてはどうだったかということであります。これについても質疑はありませんでした。

3つ目の水崎の取りつけ道路の件につきましても、同じく質疑はありませんでした。

そして、4番目の国道付設道路の件につきましても、質疑はありません。

5番目の単価の件についても質疑はございませんでした。先ほどの委員長報告のとおり、それ以外質疑はなかったように私は思っております。

以上です。

○議長（河野正春君） 大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 再質問をいたします。

社会文教委員長の最初が47号ですね。職員雇用の問題については、指定管理者に人事権があって、指定管理者が雇用するというようなんですけども、条件としては市内に居住してもらう方ということなんですけど、特に図書館は館長の役割という

のが非常に大事なんです。やっぱり豊か、すぐれた専門知識あるいは経験を持たれた方が館長に座るかどうかによって運営ががらりと変わると言われていますが、そういう問題はもう教育委員会なり、市長なりが一切口出しできないと、ただ指定管理者任せで人事がやられるのか、それとも教育長なりの権限で少し指導、助言などができるのかどうか、その辺の審議はなかったのかどうなのかですね。聞いておきます。

それから、56号議案のひとり親の条例です。今特に質疑・意見なかったというように、特にというようにあったんですけども、何か一言くらいは質疑や意見が出されたのかどうなのか、それも全くなかったのかどうなのか。

次は、産業建設委員長で、5点の質問でそれぞれ質疑がなかったというように答弁がありました。ならば、今回のこの予算案が適正な予算であるというのは、どういうことを基準に判断をしたんですかね。その辺ちょっと委員長の見解を述べてください。

以上です。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 大石議員の再質疑にお答えをいたします。

47号議案の図書館館長の件については、特に審議はございませんでした。

それから、先ほど56号議案で私が特にと申し上げましたですけども、特には取り消しをさせていただきます。全く質疑・ご意見ございませんでした。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） 大石議員、私の見解を求めるといようなことであります。私は本会議から付託された部分で、常任委員会において各委員さんの意見をとりまとめて、その結果を皆さんに報告するのが私の責務だろうと、このように思っておりますので、私の見解を言えるような立場にありませんし、そういうこともいたしませんのでよろしく願いいたします。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。私は、第46、47、56号議案に反対討論をいたします。最初に一般会計補正予算についてであります。予算全般について反対するわけではありません。

今回は、8款土木費の市道犬田水崎線の改良工事に伴う新たな道路用地の購入や犬田団地の建設に向けた用地購入などの予算に反対でありますので、意見を述べます。

これまで何度も意見を述べてきましたけれども、今建設が中断しているあの道路、国道の取りつけ口の用地確保についてですが、英知を総結集して対策を立てて地権者に誠意を持って協力を求めていくなれば、必ず協力をしていただけると私は確信しております。

市長のほうにも内容証明で用地買収には応じますよと、どうぞ買ってくださいという文書も出されていると聞いております。にもかかわらず、最善の努力をしていないまま、今回また新たな土地を、膨大な面積を購入して道路の路線を変更した、そういう事業計画については納得できません。中断している道路こそ、やはり取りつけ口の地権者と誠意を持って話し合いをし、解決をして所期の目的を達成すれば、安い経費で済むんじゃないかと思っておりますので、この新たな用地買収については反対であります。

先ほど申し上げましたように、私は道路建設そのものに反対するものではありません。犬田地区から水崎まで改良計画の全面計画を明らかにして、年次計画をつくって、やっぱり住民の納得いくような道路建設をすべきであります。もともと現状を見てわかるように、佐々木食品までの道路改良が目的でした。今回も、今度は取りつけ口ができないために、新たな場所を購入して佐々木食品まで道路改良をするという計画でありますけれども、そういうことは問題じゃないかと、全体計画を明らかにして年次計画をつくって建設をすべきであります。

最近状況が変わりました。佐々木食品で製造されておりましたラーメンの製造が取りやめになり、以前のような超大型トラックが頻繁に通行する状況が全くなりなくなりました。よって、大きな経費をかけて早急な大型道路を建設する必要があるかどうか。ないと思うんです。それから、定住対策としての団地を造成するというところですけれども、これは公営住

宅の建設を目的に、もう既に5.5ヘクタールの用地を玉津から美和に向けての台地を購入しているではありませんか。城台団地というように名称を変えましたけれども、この長年放置をされている用地こそ早急に造成をして住宅団地として市民に有効活用すべきでありまして、よって今、犬田の道路の建設、それに伴って住宅団地を造成する関連予算については反対であります。

次が、第47号の新図書館の民間委託、指定管理者の指定についての議案に反対します。

図書館は、図書や記録その他必要な資料を収集整理をし、そして保存をして市民に広く活用してもらうことを目的とした施設でありまして、市民の教育や調査、研究、レクリエーションなどを進める情報センター、何よりも教育とすぐれた文化活動を推進していく拠点であります。図書館法では無料で貸し出しをすることを基本とする施設であり、もともと採算が取れるわけではない施設で、経費節減を目的に指定管理者に指定することはそもそも矛盾があります。図書館のサービスの充実・発展には、事業の継続性と発展性を確保することが大事であり、5年ごとの指定替えという制度のもとでは、継続・持続性は望まれません。豊かな専門知識や経験を持つ館長を一般公募して、市直営で運営すべきであります。

指定管理者制度を導入したことで、そのコストの削減の源泉は指定管理者になった民間企業が、収益を上げるためには労働コストを低く抑えることとなります。非正規やアルバイトの職員など、低賃金不安定雇用となるのではないのでしょうか。やはり図書館にとっては、人材育成が非常に重要になってまいります。5年に一度の更新ではよい人材は育成できないのではないかと思います。

よって、私はこれだけ莫大な経費を費やしてでき上がりました新図書館ですから、宝の持ち腐れにならないように、広く市民に有効活用してもらい、そのためには民間委託ではなくて、直営で運営をすべきでありますので、この議案に反対であります。

次は、56号議案、ひとり親家庭医療費助成の条例についてであります。大分県では多くの父母や、母子家庭や父子家庭が望んでおりましたひとり親家庭の医療費助成制度の改正で、医療費の現物給付が実施される運びになりました。この12月からの現物給付の実施は大いに評価をいたしますが、本事業の継続や受益者負担の観点からとして、親に対しては通院で1日500円、最大で月2,000円、入

9月28日

院では最大月に7,000円の自己負担の導入をするということについては、これは所得の低い母子家庭など、新たな負担を押しつけられるものであり、こういう所得の少ない家庭に今回突然にして新たに負担を押しつけるこういう条例案については反対であります。

よく考えてみていただきたいと思うんですけども、大分県では3つの医療費の助成制度はありますけれども、そのうち、真っ先に子供の医療費については償還払い制度から現物支給方式に改善をされました。これは6年前です。もっと前なんですけれども、6年前からは若干今度は助成対象を広げまして、それに伴いまして同じように1日500円の自己負担を導入することになりました。

これではいかんぞということで、大分県内各市町村では時期はまちまちですけども、やはり1日500円分は市町村独自で負担をしようという独自助成が行われ、豊後高田市もおそばせながら、現在では子供の医療費は自己負担分を全部市が助成しておりますので無料であります。ひとり親家庭についても、子供の医療費と同様に一部負担分1日500円は市が独自助成すべきであります。これは法的にもできます。市長の政策的な問題であります。人口3万人構想を打ち出しても、やっぱりよそよりもこういう制度については、すぐれておるということを見せなければ幾ら3万と叫んでみても人口はますます減ることにつながっていくのではないのでしょうか。

今後、市長、頭を冷やして、研究に研究を重ねて市独自助成で完全無料化をすることを要求するものであります。よって、今回この条例が通りますと12月から現物給付に変わりますけれども、一部負担が導入されることになりますので、私はこの議案に反対いたします。

いろいろ述べましたけれども、各議員のご賛同を要請いたしまして、討論を終わります。

以上であります。

○議長（河野正春君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対の

ありました第46号議案、第47号議案及び第56号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第46号議案、第47号議案及び第56号議案を除く各議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第46号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第46号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第46号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第47号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第47号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第47号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第56号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第56号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第56号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長（河野正春君） 日程第3、第61号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第61号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。本年12月31日をもって任期が満了する人権擁護委員の後任として、坂本敏文氏を推薦することについて、意見を求めるものでございま

す。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第61号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。この提案されている方が適任であるかどうかということは、経歴書などを読んで大体のことはわかります。よって、基本的なことで質疑したいと思うんですけども、この人権擁護委員ですね、豊後高田市の場合、ここ3年間で1年間ではどれくらい審議するような事案があっているのか。この委員さんというのは年間の任務、役割というのはどういうことが求められているのか、どなたか答えてもらえませんか。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、お答えをいたします。

人権擁護委員の役割につきましては、人権相談といたしまして地方法務局の方で相談所を開設いたします。それと、市の公民館など公共の施設で特設の相談所を開設するなど、電話や面接によりまして人権相談を受けておりますけれども、その件数につきましてはうちのほうは把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより第61号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第61号議案についてはこれに同意することに決しました。

○議長（河野正春君） 日程第4、意見書案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 意見書案第4号「東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書」について、提案理由のご説明を申し上げます。

東九州自動車道は、沿線にある福岡、大分、宮崎及び鹿児島4県の910万住民にとって、災害時や救急医療に不可欠な「命の道」、農林水産業の市場拡大や企業誘致、観光振興を促進する「活力の道」、そして、通勤・通学や買い物など、暮らしに必要な「生活の道」として最低限必要な社会基盤であり、その早期完成は沿線住民の悲願となっております。

九州経済産業局等の試算では、東九州自動車道の未供用区間の整備により、全産業の合計で約3兆9,000億円の生産額が増加するとされており、大分県にとっても、県北部の「カーアイランド九州」や県南部の「東九州メディカルバレー」等の構想実現に欠かすことのできないものとなっております。

さらに、東南海、南海地震が発生した場合には甚大な被害が懸念される東九州地域にとって、東九州自動車道は、大津波の影響を受けない基幹ネットワークとして、その整備が急務となっております。

つきましては、東九州自動車道北九州～大分～宮崎間全線を、平成26年度までに開通させるため、下記の4項目について、国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

以上、本意見書案について、ご協賛くださいますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9月28日

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。この意見書の中の4件の部分で、1件と3件に書かれておりますように、佐伯～蒲江間と築城～宇佐間を平成26年までに完成することとなっているのですが、提案者としては今意見書を上げなかったら、いつごろまでに完成するというように考えているのか、それが悪いから26年までに完成しようという意見書なんですけど、その辺の認識はどうなんですか。共通認識してもらいたいと思うんです。

○議長（河野正春君） 近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 大石議員の質問にお答えしたいと思います。

この要望します1項目から4項目の中の1点目と3点目のことについて今、質問があったと思いますが、この認識については私はまだはっきりとはわかりません。これにつきましては先般、8月の28日に大分県市議会議長会89回の理事会にて大分県の市議会議長会の事務局であります大分市から説明を受けたものであります。私、この中での説明を受けておりませんので、意見書提出者としてはこれまで議運の委員長がやっておりましたので、そういった形で意見書の提案理由の説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第4号を採決いたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号については、原案のとおり可決されました。

○議長（河野正春君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件についてはお手元に配付してありま

すとおりに派遣することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

○議長（河野正春君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもって、平成24年第3回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 大石忠昭

〃 土谷信也